

第九号様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・令2内府令64・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【計算期間】

第 期 (自 年 月 日
至 年 月 日)

【発行者(受託者)名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行者(委託者)氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(1)【信託財産に係る法制度の概要】

(2)【信託財産の基本的性格】

(3)【信託財産の沿革】

(4)【信託財産の管理体制等】

①【信託財産の関係法人】

②【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】

③【信託財産の管理体制】

2【信託財産を構成する資産の概要】

(1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

(2)【信託財産を構成する資産の内容】

(3)【信託財産を構成する資産の回収方法】

3【信託の仕組み】

(1)【信託の概要】

①【信託の基本的仕組み】

- ②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】
- ③【委託者の義務に関する事項】
- ④【その他】
- (2)【受益権】
- (3)【内国信託受益証券の取得者の権利】
- 4【信託財産を構成する資産の状況】
 - (1)【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】
 - (2)【損失及び延滞の状況】(2)
 - (3)【収益状況の推移】(3)
 - (4)【買戻し等の実績】(4)
- 5【投資リスク】
- 6【信託財産の経理状況】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
- 第2【証券事務の概要】
- 第3【受託者、委託者及び関係法人の情報】
 - 1【受託者の状況】
 - (1)【受託者の概況】
 - (2)【事業の内容及び営業の概況】
 - (3)【経理の状況】
 - (4)【利害関係人との取引制限】
 - (5)【その他】(5)
 - 2【委託者の状況】
 - (1)【会社の場合】
 - ①【会社の概況】
 - ②【事業の内容及び営業の概況】
 - ③【経理の状況】
 - ④【利害関係人との取引制限】
 - ⑤【その他】(6)
 - (2)【会社以外の団体の場合】
 - ①【団体の沿革】
 - ②【団体の目的及び事業の内容】
 - ③【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - ④【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - (3)【個人の場合】
 - ①【生年月日】

②【職歴】

③【破産手続開始の決定の有無】

3【その他関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2)【関係業務の概要】

(3)【資本関係】

(4)【役員の兼職関係】

(5)【その他】(6)

第4【参考情報】(7)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

d 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」(7)に準じて記載すること。

(3) 収益状況の推移

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(4) 買戻し等の実績

信託財産を構成する債権（信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者（信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。

(5) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。)(6)aにおいて同じ。))にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。

(6) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内（6月を1計算期間とする場合)にあっては、6月以内)において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b 上記以外については、第六号様式「記載上の注意」(36)及び(42)に準じて記載すること。

(7) 参考情報

a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a以外については、第六号様式の「第二部 信託財産情報」の「第4 その他」に準じて記載すること。

(8) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(2)及び(3)中「3年以内に終了した計算期間」とあるのは「5年以内に終了した計算期間」と読み替えて記載すること。